

印西市総合計画審議会条例

昭和57年12月25日条例第18号
改正

昭和59年3月19日条例第17号
平成8年3月26日条例第5号
平成9年3月28日条例第16号
平成13年3月30日条例第10号
平成18年12月15日条例第25号
平成20年12月25日条例第33号
平成22年3月17日条例第32号

印西市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、印西市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び公募により選出された市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第25号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の印西市総合計画審議会条例（以下「新条例」という。）の規定により印西市総合計画審議会の委員（以下「委員」という。）として委嘱するための必要な手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定により委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第4号の規定により委嘱されている委員は、引き続き新条例第3条第2項に規定する公募により選出された市民として委嘱された委員とみなす。

附 則（平成22年3月17日条例第32号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。